

意見募集を通じて寄せられた全ての意見（6件）

番号	御意見
1	<p>108条について、「規則で定める事項は、～講習の別に、次のとおりとする。」としているが、これに続く各号は、各講習ごとにそれぞれ別の事項が定まっているわけではなく、共通の事項であることから、「別に」は不要だと思います。</p> <p>【修正案】</p> <p>法第四十一条の三十四において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、第一種四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>もし、記載を別にすることを求めているのであれば、「次の各号の事項を、A、B又はCの別に記載する。」となるのではないでしょうか？</p> <p>第96条も同じかと思います。</p>
2	<p>原子力規制庁担当部署に報告する件が何方宛に如何様な手段を以って報告を受けたと去れるのか明確に去りたい。</p> <p>休日等を休日と改正する件が元々休日等と休日の差は如何様な物か明確に去りたい。</p> <p>公正な実施上不適当と認められる内容が如何様な物か明確に去りたい。</p> <p>防護管理者定期講習業務規程が明記去れている事と定義した各事項の具体的な記載内容指針を示去りたい。</p>
3	<p>（1）放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部改正</p> <p>意見：文章の表現などを改正されていますが、今後、核燃料物質の運搬に関する規則についても同様の改正を行うのでしょうか？解釈に混乱がないよう、統一的に改正していただきたいと思えます。</p> <p>（2）放射線を放出する同位元素の数量等を定める件の一部改正</p> <p>意見：介護医療院について緩い基準値を適用することについて、原子力規制委員会ではこれまで議論がなかったと思えます。体の弱い高齢者に過酷な基準を適用することは、医学的にも倫理的にも不相当であることから、改正案の撤回を求めます。</p> <p>（3）登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点についての一部改正</p> <p>意見：平成31年9月1日は、令和元年9月1日に改める必要があると思えます。</p> <p>意見：また、P2で「及び登録資格講習機関（以下「登録認証等機関」という。）は、国が一義的に責任を有する検査・確認等の代行業務を担うことから」とありますが、なぜここに試験機関・定期講習機関が含まれないのかが理解できません。登録認証機関等と登録認証等機関という異なる</p>

	<p>る定義を置いている理由はなぜでしょうか？</p> <p>意見: さらに、防護措置に関する定期講習機関は、9月1日までに業務を開始するのでしょうか？社内の人材育成を検討する上でも、新たな講習機関の講習の実施予定時期や頻度などを、早めに提示していただくようお願いします。</p>
4	<p>規制はより厳しくするべきだ。規制をの実施を確実にするようにすべきだ。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院を創設する改正介護保険法が昨年4月1日に施行されたのに、同日付けで第10条第2項第2号を改正しなかったのは、なぜですか？ ・改正後の第10条第2項第2号で、介護保険法に基づき医療を行うことを目的とする施設である介護老人保健施設、介護医療院のうち介護医療院のみを対象としているのは、なぜですか？ ・介護保険法第115条第1項では、「病院」または「診療所」は介護医療院を含む旨を規定しているのだから、改正後の第10条第2項第2号の「介護医療院」は同号の条文において重複しているのではないですか？ ・改正後の第10条第2項第2号の「介護医療院」には、介護保険法第115条第1項の「政令で定める法令の規定にあっては、政令で定めるもの」は含まれるのですか？
6	<p>昨日提出したコメントは「放射線を放出する同位元素等の数量等を定める件の一部改正案」についてのものであります。以下は昨日に提出済みのもとの再掲です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院を創設する改正介護保険法が昨年4月1日に施行されたのに、同日付けで第10条第2項第2号を改正しなかったのは、なぜですか？ ・改正後の第10条第2項第2号で、介護保険法に基づき医療を行うことを目的とする施設である介護老人保健施設、介護医療院のうち介護医療院のみを対象としているのは、なぜですか？ ・介護保険法第115条第1項では、「病院」または「診療所」は介護医療院を含む旨を規定しているのだから、改正後の第10条第2項第2号の「介護医療院」は同号の条文において重複しているのではないですか？ ・改正後の第10条第2項第2号の「介護医療院」には、介護保険法第115条第1項の「政令で定める法令の規定にあっては、政令で定めるもの」は含まれるのですか？